

介護人材再就職準備金 借入申込みにかかる留意事項

再就職が決定した施設・事業所（以下「事業所」という。）の長の推薦を受け、和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）にお申込みください。県社協は、申込内容を審査の上、貸付けの可否を決定します。

1 借入申込みについて

(1) 借入申込者の要件

借入申込者は、再就職が決定し、当該事業所で介護業務等に従事する本人とします。和歌山県内に所在する介護施設・事業所に就労された方で、次の要件をすべて満たしている必要があります。

ア 和歌山県福祉人材センターに氏名・住所などを届出・登録している。

イ 以下のいずれかの資格等を有する。

1) 介護福祉士 2) 介護福祉士実務者研修修了 3) 介護職員初任者研修修了

4) 旧研修課程（介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級または2級）修了

ウ 上記イに掲げる者として、居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業もしくは第一号通所事業を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する。

エ 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までに1か月以上経過している。

オ 常勤（事業所が定める所定労働時間をすべて勤務する職員）の介護職員等として再就職が決定した（既に就職している方を除く）。

(2) 未成年者

ア 借入申込者が未成年者の場合は、借入申込みにあたり親権者の同意が必要となります。

イ 父母が親権者の場合は、両者の同意が必要です。

ウ 同意については、「親権者の同意欄」への親権者ご自身の署名捺印により確認します。

(3) 連帯保証人

ア 連帯保証人が1名必要です。借入申込者の修学、就職及び就労継続を支援する熱意を有することを要件とします。

イ 借入申込者が未成年者の場合、法定代理人（親権者または未成年後見人）とします。

(4) 借入希望額

ア 貸付額は、40万円を上限として必要な金額を申込むことができます。本制度は給付ではなく貸付であることを踏まえ、ご家族ともご相談の上、申し込んでください。

2 申込方法

(1) 必要書類を作成及び添付して、県社協に提出してください（事業所の長の推薦が必要です）。

なお、申請期限は、勤務開始後3か月以内までとします。

(2) 借入申込書等を記入する際の注意点

ア 文字の訂正は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。

イ 借入申込書等に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付けの可否を決定することができませんので、ご注意ください。

ウ 借入申込者や連帯保証人の「署名欄」及び親権者の「同意欄」は、必ず、それぞれ借入申込者、連帯保証人または親権者ご自身による署名押印をお願いします。

(3) 住民票

① 借入申込者及び連帯保証人（個人）の場合

本人及び本人と生計を一にする世帯全員分記載で、省略事項のないもので、3 か月以内に発行されたものを提出してください。個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

なお、生計を一にする世帯とは次のとおりです。

ア 同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族

イ 同一の住居に居住している家族

② 連帯保証人（法人）の場合

当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書・3 か月以内に発行されたもの）を提出してください。

1つの法人が同時に複数の貸付の連帯保証人となる場合は、1件の申込みにつき1部ずつ原本を提出してください。

(4) 所得に関する証明書

① 借入申込者及び連帯保証人（個人）の場合

借入申込者の属する世帯のうち、主として生計を維持する者及び連帯保証人の分（最新のもの・3 か月以内に発行されたもの）を提出してください。

所得に関する証明書とは、市町村発行の「所得証明書」とし、その「所得金額」を借入申込書の前年の所得欄に記入してください。源泉徴収票は不可とします。

② 連帯保証人（法人）の場合

当該法人の直近2か年の決算書（貸借対照表、収支決算書）の写しを提出してください。

1つの法人が同時に複数の貸付の連帯保証人となる場合は、1件の申込みにつき1部ずつ提出してください。

3 貸付決定

県社協は、提出された借入申込書類を審査の上、貸付けの可否を決定し、貸付決定（または不承認）通知を、当該借入申込者に交付します。

4 貸付決定後の手続き

手続きは、以下のとおりです。詳細は、改めてご案内します。

(1) 借用書等の提出

① 借用書（収入印紙を貼付の上、消印）

② 印鑑登録証明書（借受人及び連帯保証人のもので、3 か月以内に発行されたもの）

③ 振込口座届出書

④ ③の通帳の写し（金融機関名、預金者氏名、口座番号が確認できる面）

(2) 貸付金の送金

借用書等が提出され、県社協が受理した後、指定口座に送金します。

5 返還免除

介護職員等として就労した日から、和歌山県内において常勤の介護職員として引続き2年（実従事360日）以上継続して従事した場合、申請により貸付金の返還が免除されます。

< 申込みから返還免除までの流れ >

